福 井 県 漁 業 調 整 規 則

昭和３９年１１月１０日
福井県規則第６１号

改正　昭和４０年１１月２６日規則７２号　昭和４１年１０月１１日規則４４号
昭和４２年　９月２９日規則３８号　昭和４３年　６月　４日規則３２号
昭和４４年　１月　７日規則　２号　昭和４４年　７月　５日規則３８号
昭和４５年　５月１５日規則３９号　昭和４６年　５月２５日規則３０号
昭和４７年　４月　４日規則３５号　昭和４７年１０月２７日規則７２号
昭和４９年　２月１５日規則　６号　昭和４９年　７月３０日規則４０号
昭和４９年　９月２０日規則４６号　昭和５０年１１月１１日規則５２号
昭和５３年　５月３０日規則４２号　昭和５３年１２月１２日規則６９号
昭和５５年　６月１６日規則２８号　昭和５８年　６月２０日規則４３号
平成　６年　９月３０日規則４８号　平成１２年　３月２９日規則　３号
平成１３年　３月３０日規則１２号　平成１３年　９月２８日規則７０号
平成１４年　３月２９日規則２７号　平成１７年　３月２４日規則１６号
平成１８年　１月３１日規則　５号　平成１８年　２月１４日規則　７号
平成１８年　３月　２日規則　９号　平成１８年　３月　７日規則１１号
平成２０年　３月３１日規則１４号

福井県漁業調整規則を公布する。

福 井 県 漁 業 調 整 規 則

目　次

第１章　総　則　（第１条～第６条）
第２章　漁業の許可　（第７条～第３３条）
第３章　水産資源の保護培養および漁業の取締り等　（第３４条～第５８条の２）
第４章　罰　則　（第５９条～第６２条）
附　則

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規則は、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）および水産資源保護法（昭和２６年法律第３１３号）その他漁業に関する法令とあいまって、福井県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第２条　この規則は、漁業法第８４条第１項に規定する海面に適用する。

（県内に住所を有しない者の申請または届出）
第３条　県内に住所を有しない者は、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、または届け出ようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。
（１）　小型機船底びき網漁業（漁業法第６６条第１項の小型機船底びき網漁業をいう。）
（２）　小型いかつり漁業（第７条第１２号に規定する漁業をいう。）

（代表者の届出）
第４条　漁業法第５条第１項の規定による代表者の届出は、別記様式第１号によるものとする。

（漁業権等に関する申請書の様式）
第５条　漁業権または入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
（１）　漁業法第８条第６項の規定による認可の申請書　別記様式第２号
（２）　漁業法第１０条の規定による免許の申請書　別記様式第３号

（小型機船底びき網漁業の地方名称）
第６条　小型機船底びき網漁業取締規則（昭和２７年農林省令第６号）第１条第１項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第１種漁業	機船底びき網漁業、こうなご船びき網漁業、いか巣びき網漁業
手繰第２種漁業	自家用え取網漁業、なまここぎ網漁業、えびこぎ網漁業
手繰第３種漁業	貝けた網漁業、なまこけた網漁業

第２章　漁業の許可

（漁業の許可）
第７条　次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第６５条第１項および水産資源保護法第４条第１項の規定に基づき、第１号から第１２号までに規定する漁業にあつては当該漁業ごとおよび船舶ごとに、第１３号から第１６号までに規定する漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第８号から第１１号までおよび第１４号から第１６号までに規定する漁業にあつては、漁業法第８条第１項の規定により漁業（第８号から第１１号までおよび第１４号から第１６号までに掲げる漁業の方法に係るものに限る。）を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

（１）　小型まき網（総トン数５トン未満の船舶を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。以下同じ。）
（２）　機船船びき網（当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。以下同じ。）
（３）　はえなわ（総トン数１０トン以上の動力漁船を使用してさけまたはますの採捕を目的とするものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「はえなわ漁業」という。以下同じ。）
（４）　ごち網（無動力漁船を使用するものを除く。）（当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。以下同じ。）
（５）　さし網（第８号に掲げるものおよび無動力漁船を使用するものを除く。）（当該漁業の方法による漁業を「さし網漁業」という。以下同じ。）
（６）　敷網（当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。以下同じ。）
（７）　つけ（しいらまたはぶりの採捕を目的とするものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「つけ漁業」という。以下同じ。）
（８）　固定式さし網（無動力漁船を使用するものを除く。）（当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。以下同じ。）
（９）　固定式敷網（第６号に掲げるものを除く。）（当該漁業の方法による漁業を「固定式敷網漁業」という。以下同じ。）
（10）　たこつぼ（無動力漁船を使用するものを除く。）（当該漁業の方法による漁業を「たこつぼ漁業」という。以下同じ。）
（11）　かご（総トン数５トン以上の船舶を使用するものに限り、総トン数１０トン以上の動力漁船を使用してずわいがにの採捕を目的とするものを除く。）（当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。以下同じ。）
（12）　小型いかつり（総トン数５トン以上３０トン未満の船舶を使用してするめいかの採捕を目的とするものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。以下同じ。）
（13）　潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。）（当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。以下同じ。）
（14）　小型定置（当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。以下同じ。）
（15）　地びき網（当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。以下同じ。）
（16）　飼付（当該漁業の方法による漁業を「飼付漁業」という。以下同じ。）

（許可の申請）
第８条　漁業法第６６条第１項の規定および前条の規定による漁業の許可（以下単に「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第６６条第１項の規定による漁業および前条第１号から第１２号までに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあっては当該漁業ごとおよび船舶ごとに、同条第１３号から第１６号までに規定する漁業にあっては当該漁業ごとに、別記様式第４号による申請書を知事に提出しなければならない。
２　第２５条の規定により定数が定められた漁業（以下単に「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第２２条第１項、第２７条および第２８条第１項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。
３　知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

４　前項の公示に係る許可の申請をした者が、その後に死亡し、合併により解散し、または分割（当該申請に係る権利および義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が２人以上ある場合において、その協議により当該申請した者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人もしくは当該合併によって成立した法人または当該分割によつて当該権利および義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可を申請した者の地位を承継する。

５　前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から２箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

６　知事は、第１項の申請書のほか、許可するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

（許可の有効期間）

第９条　漁業の許可の有効期間は３年とする。ただし、第２７条または第２８条第１項の規定によって許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

２　前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するよう定めるものとする。

３　知事は、漁業調整または水産資源の保護培養のため必要な限度において海区漁業調整委員会の意見を聞いて、第１項の期間より短い期間を定めることがある。

（許可証の交付）

第１０条　知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に別記様式第５号の許可証を交付する。

（許可証の携帯義務）

第１１条　漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、または操業責任者に携帯させなければならない。

２　許可証の書換え申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、または操業責任者に携帯させなければならない。

３　前項の場合において、許可証の交付または還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第１２条　漁業の許可を受けた者は、許可証または前条第２項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、または貸与してはならない。

（許可番号の表示）

第１３条　小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第６号による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

２　前項の規定により船舶に表示をした者は、当該許可がその効力を失い、または取り消された場合には、すみやかに、当該表示を消さなければならない。

（許可の制限または条件）
第１４条　知事は、漁業調整上または水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可または起業の認可をするに当り、当該許可または起業の認可に制限または条件を付けることがある。

（許可の内容に違反する操業の禁止）
第１５条　漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあっては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域および操業期間を、その他の漁業にあっては漁業種類、操業区域および操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

（許可の内容の変更の許可）
第１６条　漁業の許可または起業の認可を受けた者が、漁業の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第７号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。
２　前項の場合には、第８条第６項の規定を準用する。

（許可証の書換え交付の申請）
第１７条　漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域および操業期間に係るものを除く。）に変更を生じたときは、すみやかに（船舶の総トン数または推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終ったときまたは機関換装の終ったとき。）、別記様式第８号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

（許可証の再交付）
第１８条　漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、またはき損したときは、すみやかにその理由を附して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換え交付および再交付）
第１９条　知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、または再交付する。
（１）　第１６条の許可（船舶総トン数または推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
（２）　第１７条の規定による書換え交付または前条の規定による再交付の申請があったとき。
（３）　第２９条第２項の規定による届出があったとき。
（４）　第３２条第１項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、または制限もしくは条件を付けたとき。

（許可証の返納）
第２０条　漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、または取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交

付または再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。
２　前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を知事に届け出なければならない。
３　漁業の許可を受けた者が死亡し、または解散したときは、その相続人または合併後存続する法人、合併によって成立した法人もしくは清算人が前二項の手続をしなければならない。

（起業の認可）
第２１条　漁業の許可を受けようとする者であって現に船舶または主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前または船舶もしくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶もしくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごとおよび船舶ごとに、その他の漁業にあっては、当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。
２　前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごとおよび船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、別記様式第４号による申請書を知事に提出しなければならない。
３　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の認可の申請に準用する。

第２２条　知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、申請の内容が許可を受けた内容と同一であるときは、次条第１項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。
２　起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

（許可等をしない場合）
第２３条　知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可または起業の認可をしない。
（１）　申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合
（２）　その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
（３）　漁業調整または水産資源の保護培養上必要があると認める場合
２　知事は、前項第１号または第２号の規定により許可または認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、公開による意見の聴取を行わなければならない。
３　前項の意見の聴取に際しては、当該申請者またはその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
４　知事は、第１項第３号の規定により許可または認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

（許可等についての適格性）
第２４条　漁業の許可または起業の認可について適格性を有する者は、次の各号いずれにも該当しない者とする。
１　漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
２　前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該漁業

の経営を支配するに至るおそれがあること。

（許可等の定数）

第２５条　知事は、水産資源の保護培養または漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第７条各号に規定する漁業につき、および漁業法第６６条第１項に掲げる漁業のうち同条第３項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可または起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることがある。

２　知事は、第１項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聞くものとする。

３　漁業法第６６条第３項の規定により知事を許可することができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第１項の規定によって知事が定めた定数とみなす。

４　知事は、第１項の定数（前の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。）を定めたときは、これを公示する。

５　第２項および前項の規定は、第１項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

（許可等の基準）

第２６条　定数漁業に係る許可または起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少くとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可または起業の認可の基準を定め、これを従って許可または起業の認可をするものとする。

（１）　水産資源の保護培養もしくは漁業調整のためまたは沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。

（２）　当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

２　知事は、定数漁業に係る許可または起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうちに現に当該漁業の許可または起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期限の満了日が第８条第３項（第２１条第３項において準用する場合を含む。）の規定により公示した許可または起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可または起業の認可を受けていた者）が、当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けておりまたは受けていた者にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、当該許可または起業の認可に係る船舶と同一の船舶またはその代船であってその総トン数および馬力数が当該許可または起業の認可に係る船舶の総トン数および馬力数をこえないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可または起業の認可をするものとする。

３　知事は、前項の規定により許可または起業の認可をするとすれば定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少くとも次に掲げる事項を勘案して許可または起業の認可の基準を定め、これに従って許可または起業の認可をするものとする。

（１）　当該漁業の操業状況

（２）　各申請者が当該漁業に依存する程度

（３）　船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、前項の規定により許可をする申請に係る船舶の申請者別隻数。

４　知事は、第１項または前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

（許可等の特例）

第２７条　知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可または起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第２３条第１項各号の１に該当する場合を除き、漁業の許可または起業の認可をするものとする。

（１）　漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中その許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可または起業の認可を申請した場合

（２）　漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、または沈没したため、滅失または沈没の日から６箇月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可または起業の認可の申請した場合

第２８条　知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続または法人の合併もしくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可または起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可にかかる漁業の許可の内容と同一であるときは、第２３第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可または起業の認可をするものとする。

（１）　漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定または合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者もしくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合またはその者もしくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員もしくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合

（２）　漁業の許可を受けた者がその許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

（３）　その許可または起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養もしくは漁業調整のためまたは沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であって別に定めて公示するものを営み、もしくはこれに従事する者またはこれらを主たる構成員もしくは社員とする法人である場合

（４）　当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

２　知事は、前項第２号もしくは第３号の規定に基づき別に定め、またはこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くものとする。

（相続または法人の合併もしくは分割）

第２９条　漁業の許可または起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、または分割（当該漁業の

許可または起業の認可に基づく権利および義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人（相続人が２人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人もしくは合併によつて成立した法人または分割によつて当該権利および義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可または起業の認可を受けた者の地位を承継する。

２　前項の規定により漁業の許可または起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から２箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の取消し）

第３０条　知事は、漁業の許可または起業の認可を受けた者が、第２４条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可または起業の認可を取り消すものとする。

２　知事は、前項の規定による漁業の許可または起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第３１条　知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から６箇月間または引続き１年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

２　漁業の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第１項もしくは第５０条第１項の規定に基づく処分または漁業法第６７条第１項の規定に基づく指示、同条第１１項の規定に基づく命令、同法第６８条第１項の規定に基づく指示もしくは同条第４項において読み替えて準用する同法第６７条第１１項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

３　第１項の場合には、前条第２項の規定を準用する。

４　漁業の許可を受けた者が、１漁期以上休漁しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

５　漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨知事に届け出なければならない。

（漁業調整等のための許可等の変更、取消し、または停止等）

第３２条　知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可もしくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限もしくは条件を付け、取り消し、または操業を停止させることがある。

２　漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定またはこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

３　前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。

４　知事は、第１項または第２項の規定による漁業の許可もしくは起業の認可の内容の変更、制限もしくは条件の付加または操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

５　第１項および第２項の場合は、第３０条第２項の規定を準用する。

（許可等の失効）

第３３条　漁業の許可または起業の認可を受けた者が死亡し、または解散したときは、第２９条第１項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可または起業の認可は、その効力を失う。

２　漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

３　船舶ごとに許可を要する漁業の許可または起業の認可が、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

（１）　漁業の認可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

（２）　漁業の許可または起業の認可を受けた船舶が滅失し、または沈没したとき。

（３）　漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

第３章　水産資源の保護培養および漁業取締り等

（有害物の遺棄または漏せつの禁止）

第３４条　水産動植物に有害な物を遺棄し、または漏せつしてはならない。

２　知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、または既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

３　前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）の適用を受けた者については、適用しない。

（禁止期間）

第３５条　次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間はこれを採捕してはならない。ただし、第１種共同漁業を内容とする漁業権またはこれに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合、敦賀湾または小浜湾において地びき網漁業によりあゆを混獲する場合および坂井市地先ハゼ鼻突端、同突端から正北５００メートルの点、同市三国町安島地先雄島北端から正北５００メートルの点、同地先雄島西端から正西３００メートルの点、同市三国町米ヶ脇地先カツ崎西端から正西４００メートルの点、同地先カツ崎西端の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線（以下「陸岸」という。）とによって囲まれた海域においてさざえを採捕する場合にあっては、この限りでない。

名　　称	禁　　止　　期　　間
あ　わ　び	９月１５日から１１月１５日まで
ばふんうに	８月２１日から翌年７月２０日まで
な　ま　こ	５月１日から１１月３０日まで
あ　　ゆ	１月１日から５月３１日まで
さ　ざ　え	４月１日から５月３１日まで

２　前項の規定に違反して採捕した水産動物またはその製品は、所持し、また販売してはならない。

第３６条　削除

（体長等の制限）

第３７条　次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第１種共同漁業を内容とする漁業権またはこれにかかる入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名　　称	大　　き　　さ
さ　ざ　え	かくがい（へた）の長径２．５センチメートル以下
あ　わ　び	かく長（長径）１０センチメートル以下
ばふんうに	長径２センチメートル以下
ま　だ　こ	重量２００グラム以下

２　前項の規定に違反して採捕した水産動物またはその製品は、所持し、または販売してはならない。

（漁業の禁止）

第３８条　　次に掲げる漁業の方法による漁業は、漁業法第６５条第１項および水産資源保護法第４条第１項の規定に基づき、営んではならない。

（１）　空つりこぎ

（２）　総トン数１０トン未満の動力漁船を使用して行うさけまたはますの採捕を目的とするはえなわ（陸岸から４０海里以内の福井県地先海域において、１月１日から５月１５日までの間に行うものを除く。）

（漁法の禁止）

第３９条　次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

（１）　魚族を威かくして採捕する漁法（通称海まわし漁業、とびうおまき網漁業および「このしろ」または「すずき」のたたき網漁業を除く。）

（２）　水中に電流を通してする漁法

（３）　さし網漁業のうちこぎさし網漁業で、漁具の一方をいかり止めし、他の一方をえい航する以外の漁法

（４）　ずわいがにまたはえびの採捕を目的とするかご漁法（総トン数１０トン以上の動力漁船によりずわいがにを採捕することを目的とするものを除く。）

（漁具の制限）

第４０条　次の表の上欄に掲げる漁具は、それぞれ同表下欄に掲げる範囲でなければならない。

名　　称	大　　き　　さ
機船底びき網	ふくろ網の目合、１５センチメートルにつき１４節より荒目
自家用え取網	ビームの長さ、８メートル未満。ふくろ網の目合、１５センチメートルにつき１３節より細目
えびこぎ網	ビームの長さ、８メートル未満。ふくろ網の目合、１５センチメートルにつき１５節より荒目

三枚網（２種以上の網地を重ね合わせた漁具をいう。以下同じ。）を使用するさし網	網たけ、６．２メートル未満。目合１５センチメートルにつき６節より荒目（きすまたはえびの採捕を目的とするものを除く。）さし網漁業のうちあまだいこぎさし網漁業に使用する網の長さ、４００メートル未満
ごち網	ふくろ網のないもので目合、１５センチメートルにつき５節より荒目

第４１条　削除

第４２条　削除

（夜間等の操業禁止）

第４３条　削除

（河口附近における採捕の制限）

第４４条　次の表の第１欄に掲げる河川の河口附近であって、第２欄に掲げる区域においては、それぞれ第３欄に掲げる期間中は、第４欄に掲げる漁業により、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	区　　域	期　　間	漁　業　種　類
早瀬川	右岸防波堤突端中心点から半径７０メートル以内の海面および早瀬川の全水域	３月１５日から ６月３０日まで	全　漁　業
笙の川	松島川排水口中心から右へ１００メートル、左へ６０メートル、その沖合へ２００メートル以内の海面	１月１日から ６月１５日まで	しらすおよび こうなごの ひき網漁業
耳　川	美浜町字和田地係丸礁と同町字和田と字松原の境界点とを結んだ線以内の海面		
北　川	河口左岸防砂堤突端中心点から半径３００メートル以内の海面		
南　川	河口左岸防波堤突端中心点から半径３００メートル以内の海面		

第４５条　削除

（漁場内の岩礁破砕等の許可）

第４６条　漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、または土、砂（銅製錬廃鉱物を含む。）もしくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

２　前項の規定により許可を受けようとする者は、別記様式第９号による申請書に、当該漁業に

係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。
3　知事は、第１項の規定により許可をするにあたり制限または条件を付けることがある。
4　第２項の申請書は、第３条の規定にかかわらず、当該土、砂（銅製錬廃鉱物を含む。）もしくは岩石の所在地を管轄する市町の長および土木出張所長（港湾、漁港等修築事務所の所在地にあっては当該事務所長を含む。）を経由しなければならない。

第４７条　削除

（遊漁者等の漁具漁法の制限）
第４８条　漁業者が漁業を営むためにする場合もしくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合または試験研究のためにする場合を除き、水産動植物を採捕する場合は、次に掲げる漁具または漁法によらなければならない。
（１）　さおづりおよび手づり（まきえづりを除く。）
（２）　たも網またはさ手網
（３）　投網（船を使用しないものに限る。）
（４）　やす、は具
（５）　徒手採捕（照明器具を使用しないものに限る。）
2　前項の規定により水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げてはならない。

（試験研究等の適用除外）
第４９条　この規則のうち水産動植物の種類もしくは大きさまたは水産動植物の採捕の期間もしくは区域または使用する漁具もしくは漁法についての制限または禁止に関する規定は、試験研究、教育実習または増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。
2　前項の許可を受けようとする者は、別記様式第１０号による申請書を知事に提出しなければならない。
3　知事は、前項の許可をしたときは、別記様式第１１号による許可証を交付する。
4　知事は、第１項の許可をするにあたり、制限または条件を付けることがある。
5　第１項の許可を受けた者は、当該許可の試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
6　第１項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。
7　第１項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
8　第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第３項中「交付する」とあるのは、「書換えて交付する」と読み替えるものとする。
9　第１１条の規定は、第１項または第７項の規定により許可を受けた者について準用する。

（許可船舶に対するてい泊命令および検査）

第５０条　知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定またはこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、てい泊港およびてい泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶のてい泊を命ずることがある。漁業法第１３４条第１項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

２　前項前段の規定によるてい泊期間は、４０日をこえないものとする。

３　知事は、第１項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

４　第１項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

５　第１項後段の規定によるてい泊期間は、１０日をこえないものとする。

（船長等の乗組み禁止命令）

第５１条　知事は、漁業の許可を受けたものにつき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定またはこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者または操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗り組みを制限し、または禁止することがある。

２　前項の場合には、前条第３項および第４項の規定を準用する。

（無許可船に対するてい泊命令）

第５２条　知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者または当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者もしくは操業を指揮する者に対して、てい泊港およびてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることがある。

２　前項の規定によるてい泊期間は、４０日をこえないものとする。

３　第１項の場合には、第５０条第３項および第４項の規定を準用する。

（無許可船に対する漁具または漁ろう装置の陸揚げ命令等）

第５３条　知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、もしくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者または当該船舶の船長、船長の職務を行う者もしくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、専ら当該漁業の用に供されるものと認める漁具または漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、または自らこれに封印をすることがある。

（停船命令）

第５４条　漁業監督吏員は、漁業法第７４条第３項の規定による検査または質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者または操業を指揮する者に対し、停船を命ずることがある。

２　前項の停船命令は、同項の検査または質問をする旨を告げまたは表示し、かつ、国際海事機

関が採択した国際信号書に定める次に掲げる信号を用いて行うものとする。

（１）　別記様式第１２号による信号旗Ｌを掲げる。

（２）　サイレン、汽笛その他の音響信号によりＬの信号（短音１回、長音１回、短音２回）を約７秒の間隔をおいて連続して行う。

（３）　投光器によりＬの信号（短光１回、長光１回、短光２回）を約７秒の間隔をおいて連続して行う。

３　前項において、「長音」または「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴または投光をいい、「短音」または「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴または投光をいう。

（漁場または漁具の標識の設置に係る届出）

第５５条　漁業法第７２条の規定により、漁場の標識の建設または漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、または設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換えまたは再設置等）

第５６条　前条の標識の記載事項に変更を生じ、もしくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったときまたは当該標識を亡失し、もしくはき損したときは、遅滞なくこれを書換え、または新たに建設し、もしくは設置しなければならない。

（定置漁業等の漁具の標識）

第５７条　定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては別記様式第１３号による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面上１．５メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

２　知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

（流し網漁業の漁具の標識）

第５８条　流し網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者または操業を指揮する者は、その操業中、網の両端に標識をつけなければならない。この場合夜間においては、当該標識に電灯その他の照明を掲げなければならない。

２　前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名または名称および住所を記載しなければならない。

（漁獲成績報告書の提出）

第５８条の２　次の表の上欄に掲げる漁業に係る漁業の許可を受けた者は、当該漁業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の下欄に掲げる提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁　業　の　種　類	報告書の種類	提出期限
中型まき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌々月の末日まで
小型機船底びき網漁業 （機船底びき網漁業に限る。）	毎月の漁獲成績報告書	翌々月の末日まで
機船船びき網漁業	毎年の漁獲成績報告書	翌年の一月末日まで
さし網漁業	毎年の漁獲成績報告書	翌年の一月末日まで
固定式さし網漁業 （あじ底さし網漁業に限る。）	毎年の漁獲成績報告書	翌年の一月末日まで
かご漁業 （べにずわいかにかご漁業に限る。）	毎月の漁獲成績報告書	翌々月の末日まで

２　前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

第４章　罰　則

第５９条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役もしくは１０万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

（１）　第１５条、第３４条第１項、第３５条、第３７条、第３９条、第４０条、第４４条、第４６条第１項、第４７条または第４９条第６項の規定に違反した者

（２）　第１４条、第３２条第１項、第４６条第３項または第４９条第４項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限または条件に違反した者

（３）　第３２条第１項の規定による操業の停止の命令に違反した者

（４）　第３４条第２項、第５０条第１項、第５１条第１項、第５２条第１項または第５３条の規定による命令に違反した者

２　前項の場合においては、犯人が所有し、または所持する漁獲物、その製品、漁船または漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部または一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第６０条　第１１条第１項（第４９条第９項において準用する場合を含む。）、第１３条第１項もしくは第２項または第４８条第１項の規定に違反した者は、科料に処する。

第６１条　法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務または財産に関して、第５９条または前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、各本条の罰金刑または科料刑を科する。

第６２条　第１１条第３項（第４９条第９項において準用する場合を含む。）、第１２条、第１７条、第１８条、第２０条第１項もしくは第２項、第２９条第２項、第３１条第４項もしくは第５項または第４９条第５項の規定に違反した者は、５万円以下の過料に処する。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第３７条第１項の表のうち「ばふんうに」および「まだこ」の体長等、第４０条の表のうち「えびこぎ網」の漁具、第４１条の表のうち「中型まき網漁業」および「小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業」の操業禁止区域および第４５条第１項の表のうち「つり漁業」の火光設備に係るそれぞれの制限は、この規則施行の日から１５日を経過した日から、第４７条の表のうち「小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業」の漁船の総トン数の制限は、この規則施行の日から３０日を経過した日から、それぞれ施行する。

2　福井県漁業調整規則（昭和２６年福井県規則第５８号）および福井県小型機船底びき網漁業調整規則（昭和２７年福井県規則第７号）（以下「旧規則」という。）は廃止する。

3　漁業法第６６条第１項または旧規則に基づいてした許可その他知事の処分であって、この規則施行の際現に効力を有するものは、その有効期間の満了日まで、及び漁業法第６６条第１項または旧規則の規定に基づいて現に知事に申請中のものは、それぞれこの規則の規定に基づいてしたものとみなす。ただし、小型機船底びき網漁業の許可の有効期間については、その漁業種類ごとに最も長い満了日以後において、知事が別に定める日に満了するものとする。

4　この規則施行の際、現に旧規則により交付している許可証は、この規則の規定により交付したものとみなす。

5　この規則の際、現に旧規則の規定により作成されている許可証は、当分の間、なお使用することができる。

6　この規則施行の際、現に旧規則による許可を受けている船舶についてしている許可番号の表示は、その許可の有効期間中は、なお従前の例による。

7　小型機船底びき網漁業のうち機船底びき網漁業の夜間の操業については、昭和３９年１１月１６日から昭和４０年３月３１日までの間は、第４３条の規定は、適用しない。

8　この規則の施行前１９日以内に漁業の許可または起業の認可を受けていた者が死亡し、または解散し、その相続人または合併後存続する法人もしくは合併によって成立した法人が、当該漁業の許可または起業の認可を申請していない場合には、この規則施行の日をもって死亡し、または解散した日とみなす。

9　この規則施行の前にした行為に対する処分または罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和４０年規則第７２号）

この規則は、公布の日[昭和４０年１１月２６日]から施行する。ただし、第７条の改正規定は、この規則施行の日から６０日を経過した日から施行する。

附　則（昭和４１年規則第４４号）

1　この規則は、公布の日［昭和４１年１０月１１日］から施行する。

2　この規則施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和４２年規則第３８号）

この規則は、公布の日［昭和４２年９月２９日］から施行する。

附　則（昭和４３年規則第３２号）
この規則は、昭和４３年８月１日から施行する。

附　則（昭和４４年規則第２号）
この規則は、昭和４４年３月１日から施行する。

附　則（昭和４４年規則第３８号）
この規則は、交付の日から施行する。

附　則（昭和４５年規則第３９号）
この規則は、昭和４５年７月１日から施行する。

附　則（昭和４６年規則第３０号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日［昭和４６年５月２５日］から施行する。
（経過措置）
２　この規則施行の前にした行為に対する処分または罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和４７年規則第３５号）
この規則は、公布の日［昭和４７年４月４日］から施行する。

附　則（昭和４７年規則第７２号）
（施行期日）
１　この規則は、昭和４７年１１月６日から施行する。
（経過措置）
２　この規則施行の前にした行為に対する処分または罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和４９年規則第６号）
この規則は、公布の日［昭和４９年２月１５日］から施行する。ただし、第７条の改正規定は、公布の日から起算して３０日を経過した日から施行する。

附　則（昭和４９年規則第４０号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日［昭和４９年７月３０日］から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和４９年規則第４６号）

この規則は、昭和４９年１０月１５日から施行する。

附　則（昭和５０年規則第５２号）

１　この規則は、公布の日［昭和５０年１１月１１日］から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和５３年規則第４２号）

この規則は、公布の日［昭和５３年５月３０日］から施行する。

附　則（昭和５３年規則第６９号）

この規則は、公布の日［昭和５３年１２月１２日］から施行する。

附　則（昭和５５年規則第２８号）

この規則は、昭和５５年７月１日から施行する。

附　則（昭和５８年規則第４３号）

この規則は、昭和５８年７月１日から施行する。

附　則（平成６年規則第４８号）

この規則は、行政手続法（平成５年法律第８８号）の施行の日（平成６年１０月１日）から施行する。ただし、第６２条の改正規定は、同年１１月１日から施行する。

附　則（平成１２年規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の第３条の規定によりされている申請または届出については、改正後の第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現に改正前の第１１条第２項の規定により市町村の長が証明している許可証の写しは、改正後の第１１条第２項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附　則（平成１３年規則第１２号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年規則第７０号）

この規則は、平成１３年１０月１日から施行する。

附　則（平成１４年規則第２７号）
この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年規則第１６号）
この規則は、平成１７年３月３１日から施行する。

附　則（平成１８年規則第５号）
この規則は、平成１８年２月１日から施行する。

附　則（平成１８年規則第７号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年規則第９号）
この規則は、平成１８年３月３日から施行する。

附　則（平成１８年規則第１１号）
この規則は、平成１８年３月２０日から施行する。

附　則（平成２０年規則第１４号）
（施行期日）
1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際現に改正前の福井県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第七条の規定による許可（同条第五号、第六号、第八号から第十号までおよび第十三号に掲げる漁業に係るものに限る。）を受けている者は、当該許可に係る許可証に記載された船舶について、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の福井県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の規定による漁業ごとおよび船舶ごとの許可を受けたものとみなす。
3　この規則の施行の際現に改正前の規則第七条の規定による許可（同条第一号から第四号まで、第七号、第十一号および第十四号から第十六号までに掲げる漁業に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に改正後の規則第七条の規定による漁業ごとの許可を受けたものとみなす。
4　この規則の施行の際現に改正前の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可（同条第五号、第六号、第八号から第十号までおよび第十三号に掲げる漁業に係るものに限る。）を受けている者は、当該起業の認可を通知する書面に記載された船舶について、施行日に改正後の規則第二十一条第一項の規定による漁業ごとおよび船舶ごとの起業の認可を受けたものとみなす。
5　この規則の施行の際現に改正前の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可（同条第一号から第四号まで、第七号、第十一号および第十四号から第十六号までに掲げる漁業に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に改正後の規則第二十一条第一項の規定による漁業ごとの起業の認可を受けたものとみなす。
6　附則第二項および第三項の規定により改正後の規則第七条の許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間または前二項の規定により改正後の規則第二十一条第一項の起業の

認可を受けたものとみなされる者に係る起業の認可の知事の指定した期間は、それぞれ、施行日におけるその者に係る改正前の規則第七条の許可の有効期間または改正前の規則第二十一条第一項の起業の認可の知事が指定した期間の残存期間と同一の期間とする。

7　附則第二項および第三項の規定により改正後の規則第七条の許可を受けたものとみなされる者に対する改正前の規則第四十二条および第四十三条の規定の適用については、当該許可の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

8　この規則の施行の際現に漁業法第六十六条の規定による漁業の許可を受けている者に対する改正前の規則第三十六条、第四十一条および第四十三条の規定の適用については、当該許可の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

9　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の相当規定により提出されたものとみなす。

10.　この規則の施行前にした行為ならびに附則第五項および第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。